

第7回

(令和3年7月9日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年7月9日（金）午前9時30分から午前10時5分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 9名
2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 深水 勇治
 - 4 欠席委員 1番委員 田口英一郎
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第27号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第28号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第29号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第30号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
報告第10号 許可不要転用届出について
協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買の申出について
 - 6 事務局職員
事務局長 山園琢磨、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、7番・8番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
- 議 長 ないようですので、議事の審議に入ります。
- 議 長 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第27号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について4番委員から調査報告をお願いします。
- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1.5

人)です。経営面積は、水上村に58a、自宅周辺に10aの畑を所持されています。田40a、野菜を作付け、畑10a。果樹を栽培されています。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):50m。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):別に雑種地の取得もあり、併せて20万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、草刈機を所有。8番(取得農地の利用計画):果樹、ブルーベリーを作付けしたいということでした。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について7番委員から調査報告をお願いします。

7番 (調査番号2)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力1人)。経営面積は、51a、田10.4a、畑40.7aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):958,000円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、トラックを所有。8番(取得農地の利用計画):米を作付け予定されています。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3につきましては、10番委員は退出をお願いします。
(10番委員退出)

議長 調査番号3番について9番委員から調査報告をお願いします。

9番 (調査番号3)申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族4人(稼働力1人)です。経営面積は、137a、田131a、畑6aです。田は水稻131a、畑6aは飼料作物です。畜産農家で、成牛5頭、子牛3頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1km。3番(小作地):問題なし。4番(貸付地):問題なし。5番(取得価格):1筆35万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクター、コンバイン、田植機、ミスト機を所有。8番(取得農地の利用計画):水稻を作付けされます。9番(周辺地域との関係):共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 それでは、調査番号3番から審議したいと思います。

議長 それでは、質問のある方は挙手の上をお願いします。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

(10番委員入室)

議 長 それでは、調査番号1番、2番について質問のある方は挙手の上お願いします。

6 番 調査番号2番ですが、価格95万円ということで、面積が3,800㎡ですので、10アール当たり20万円になりますので、低い価格になりますので、条件的にどんな農地でしょうか。

4 番 新宮寺の入り口で、毎年、わら積みしてある水田です。

5 番 調査番号1番の水上市の農地には何を作付けされているのでしょうか。

4 番 野菜と果樹です。

議 長 質問もないようですので、採決に移ります。調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

以上により、全員賛成ですので申請どおり許可するものとします。

議 長 議第28号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議第28号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)
先月、保留といたしました西字一本杉の案件につきましては、6月14日付けで取下書が提出されましたので、報告します。

議 長 今の件については、よろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 調査番号1番、2番について7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は資材置場です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：1種農地です。2番(着工時期)：許可後からです。3番(資金調達)：自己資金です。5番(周囲の承諾)：問題なし。6番(公衆衛生) 雨水は地下浸透で自然排水します。7番(防除措置) 隣接地の土砂の流出、たい積、粉じんの被害が出ないように十分に注意を払い工事を行っていきます。8番(日照通風) 周囲の耕作地に影響が出ないように注意を払い機材を置いていくようにします。9番(小作地か) 問題なし。10番(農振法)：農用地区域外です。取得価格は550万円です。以上、報告終わります。

7 番 (調査番号2) 申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。5条調査項目により報告します。1番(農地区分)：3種農地です。2

番（着工時期）：許可後からです。3番（資金調達）：借入金です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）町の上下水道を利用します。雨水は浸透升を設置し、公道側溝に排水します。7番（防除措置）隣接地の土砂の流出、たい積、粉じんの被害が出ないように十分に注意を払い造成します。8番（日照通風）周囲の耕作地に影響が出ないように建物などを建築し、周囲に高木を植林しないように万全を期します。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は0円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について6番委員から調査報告をお願いします。

6番 （調査番号3）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：2種農地です。2番（着工時期）：令和3年8月10日から12月31日までです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：周囲に3人の方がおられますが、3人とも同意されています。6番（公衆衛生）雨水については、申請地内の自然浸透と周りには簡易な排水溝を掘り周囲の農地に流れ込まないようにするというものでした。8番（日照通風）問題なし。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は130万円です。以上、報告終わります。

議長 調査番号4番について3番委員から調査報告をお願いします。

3番 （調査番号4）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由はと畜場建設のための造成です。5条調査項目により報告します。1番（農地区分）：1種農地です。しかし縁辺部です。2番（着工時期）：許可の日からです。3番（資金調達）：一般会計予算です。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）他法律の規制がありそれぞれの処理方法で行う。7番（防除措置）問題なし。8番（日照通風）東、西、北側は農地で、南側に河川があり、1日の排水が250トンほど出るということで、河川に流すということでした。9番（小作地か）問題なし。10番（農振法）：農用地区域外です。取得価格は、土地17,200,000円です。以上、報告終わります。

議長 事務局から補足がありましたらお願いします。

事務局 今までの工場は公費解体で工場解体中です。計画では令和4年の12月に操業予定です。現在、設計段階です。排水計画もできておりませんし、建屋の配置図もできていない状況です。誘致企業でもありますし、一刻も早く操業したいということです。県の畜産課も総力を挙げて立て直したいということです。同時進行で事務処理も進んでいるような状況です。

議長 それでは、質疑を受けたいと思います。質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 それでは、質問もないようですので、調査番号1番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 調査番号2番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号3番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

議 長 調査番号4番について申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全員賛成です。

申請どおり許可するものいたします。

議 長 議第29号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第29号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)所有権移転が6件、利用権設定が6件です。所有権移転に関しましては農業公社売渡3件、買入3件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

(1～6番適格の報告あり)

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。

3 番 所有権移転の単価安いところがありますがどういうことでしょうか。

4 番 所有権移転1番ですが、この農地は、水をポンプアップする農地で、電気代も必要ですし、水当番もいりますし、開田で保水力もなく、その分安くなっております。

議 長 それでは、農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、適格といたします。

議 長 議第30号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第30号案非農地証明願いに対する認定について(朗読)

議 長 調査番号1について、西地区より調査報告をお願いします。

7 番 (調査番号1)7月7日午後1時から西地区の農業委員3人、推進委員2人の5人で

調査しました。現場は、新宮寺参道横で沼地で雑木も生えないようなところでした。話し合った結果、非農地にしても良いのではということになりました。

議長 それでは、質疑がある方の挙手をお願いします。

議長 ここは、水はけの悪い農地ですか。

4番 イノシシの住処になるようなところですか。

議長 採決に入りますが、西地区で非農地として妥当ではないかということですが異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

それでは、非農地として決定いたします。

議長 報告第9号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第9号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議長 報告第10号許可不要転用届についてを議題とします。

事務局 報告第10号許可不要転用届について（朗読）

200㎡未満の農業用倉庫につきましては、転用申請が要りません。許可不要であり届出で構いません。

議長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

あつせん委員の担当割をお願いします。

議長 木上地区の推進委員と1番を3番委員にお願いします。

よろしくをお願いします。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年7月9日

農業委員会会長

7番 農業委員

8番 農業委員